

消防職員の懲戒処分

令和7年2月26日（水）、自転車の酒気帯び運転の疑いで書類送検された消防職員の懲戒処分が確定したので報告します。

◆対象職員 消防総務課所属 37歳 男性（消防司令補）

◆概要

- 11月29日（金） 静岡市内で飲酒し、自宅最寄駅から自宅まで自転車を運転中、警察官から職務質問を受け、アルコール検知により違法行為が確認された。
※23時23分頃
- 1月8日（水） 道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで静岡地方検察庁浜松支部へ書類送検される。
- 1月16日（木） 静岡地方検察庁浜松支部へ出頭し、取調べを受ける。
- 1月27日（月） 浜松簡易裁判所から罰金10万円の略式命令を受ける。※納付済み

◆懲戒処分の内容 対象職員 停職1ヶ月

◆その他の処分内容 消防長 市長から口頭注意
消防総務課長 消防長から口頭注意

◆発覚後の対応

〈対象職員に対する対応等〉

- ・本人の希望により、署内の消防職員を集め謝罪（12月2日）
- ・本人の同意により、1ヶ月間の自宅待機

〈全消防職員に対する対応〉

- ・自転車のながら運転と酒気帯び運転の厳罰化の再周知（12月1日）
- ・綱紀粛正に関する文書の発出（12月1日）
- ・緊急の消防長訓示の実施（12月3日、4日）
- ・12月、1月の消防本部（所属）主催の飲み会を原則禁止

◆消防長（山本浩人）のコメント

当市の消防職員が度々不祥事を起こし、消防行政に対する信頼を裏切ることとなってしまい、市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

職員一同、一層の綱紀粛正に努め、再発防止の徹底を図り、一日でも早く信頼を回復できるよう全力で取り組んでまいります。

〈メディアの方へ〉

- ☐ 取材をお願いします。
- ☐ 事前告知をお願いします。
- ☒ 情報提供をします。
- 〈発表種別〉
- ☐ 記者会見発表資料
- ☐ 記者会見情報提供資料
- ☒ 随時

〈問い合わせ先〉

所属名 消防総務課

連絡先 053-574-0211

担当者 奥村・小幡